的外

みのる法律事務所便り
第364号
令和2年8月

みのる法律事務所
弁護士　千田　實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL：0191-23-8960
FAX：0191-23-8950

田舎弁護士（いなべん）の駄弁句（だべんく）　75

楽しきは　いろいろあるが　一番は

巡り会いし　あの人この人

令和２年８月１４日
青空浮世乃捨

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』というのが、『田舎弁護士の哲学』です。「楽しい」とは、「自分が体験したことの満足感をいう」と角川必携国語辞典は解説しています。

自分が体験した満足感の中で、何が一番インパクト（衝撃的印象）が強かったかを思い出してみます。

美味しいものを食べた時も満足感がありました。美しいものを見た時も満足感がありました。試験に合格した時も満足感がありました。試合に勝った時も満足感がありました。金が入った時も満足感がありました。

ですが、憧れの女性に出会った時、デートをした時、好きだと言われた時などの天にも昇るほどの満足感には、どれも勝てません。

一番楽しいことは、人と人との関係の中にあると確信しています。恋人間、夫婦間、親子間、兄弟間、同級生間、師弟間、同僚間、上司･部下間、友人・仲間間、仕事関係者間などなど、人間関係は沢山ありますが、それらの人間関係に満足感があれば楽しいということになります。

恋をし、結婚をし、子供を授かり、多くの人に支えられ、これまでの人生に満足感で一杯です。いまは、孫に巡り会えて、何よりも満足度が高く、楽しく感じています。

田舎弁護士の駄弁句 ⑯

悲しきは　いろいろあるが　一番は

永遠の別れの　あの人この人

令和２年８月１４日

青空浮世乃捨

岩手県一関市の誠信堂医院の佐藤誠之院長先生は、令和２年７月14日に86歳で亡くなりました。宮城県栗原市の大僧正金田諦典先生は、令和２年７月30日に91歳で亡くなりました。

お二人共、人生の大先輩であり、師と仰いでいました。お二人共、私の開催する講演会には率先して出席し、何かと支えてくれました。

最近は、同級生や知人・友人が次々と亡くなり、悲しい思いをしていたところに、お二人の死です。こんな悲しいことはありません。

「悲しむ」とは、「事態に対して何かしようと思ってもまったく手のほどこしようのないときの感情」と前同辞典は解説しています。

さらに、同辞典は、「たとえば人の死の場合などの感情」と補足解説しています。あんなにお世話戴いた佐藤先生と金田先生に対し、もう何もできません。手の届かない所に行ってしまいました。悲しむだけです。

本当に悲しいことは、大事な人と話したくても話せない、会いたくても会えない関係になった時です。楽しいのも人間関係、悲しいのも人間関係の中にあることを痛感しました。

そして改めて、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を実践しなければならないと決意を新たにしました。そうしなければ、悔いが残ります。

楽しむとはどういうことなのでしょうか。

この夏は、お中元を頂戴した皆様に、次のような礼状を書きました。

御　　礼

前　略

お心遣い、本当にありがとうございます。
このようにして戴くと、あなた様がお元気にしておられることと、私のことを思って戴いていることがわかり、嬉しくて仕方ありません。本当にありがとうございます。

私は、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」と述べていますが、「楽しむとは、どういうことなのか」ということを、この夏は掘り下げてみようかと考えています。
確かに、生理的に求めるものを満足させる瞬間は、楽しいことに違いありませんが、「苦しいことも楽しみに変えることができないか」と言うことを掘り下げてみたいのです。

この礼状を書いていることは、間違いなく楽しいことの一つです。

草　々

令和２年夏

田舎弁護士　　千　　田　　實
妻　　加代子

この礼状を書いた直後に、私淑する福島県白河市在住の弁護士橋本登行（たかゆき）先生に「楽しむとはどういうことなのでしょうか。御教授下さるように」とのお願いの手紙を差し上げていました。間を置かず次のようなお手紙を頂戴しました。

橋本先生は、弁護士としても著名ですが、松平定信（1758～1829 年）の研究家としては、日本の第一人者と評されている歴史研究家でもあります。弁護士としてのみならず、学者としても、人生の達人としてもお教え戴くことばかりです。先生の御指導のお陰で、ここまでやってこれました。感謝の心を込めて、先生のお手紙を紹介させて戴きます。

拝啓、弁護士開業５０周年の節目の憲法九条の会での講演内容拝読致しました。

２００６年の「憲法の心」をはじめとした戦争放棄による平和への、熱き思いと行動する勇気に心打たれます。

現在、妻も拝読し、人類への深い配慮についての思考を欠く世界の三人の指導者や、生存の否定につながる原発の危険性についての説得力ある論について、全面的に感嘆同感しており、小生も全く同感です。

さらに、頭が下がるのは、人と共に人生を楽しんでいる姿勢です。それも平和であり、回りに気の置けない人々あっての話ですが……。

御手紙によりますと、共に楽しむことから、楽しむ内容への飽くなき探求へ進まれる御様子。楽しむ内容については、橘曙覧の「独楽吟」等、それぞれ千差万別で、その感慨に同感したり、首を捻ったりといった程度で、あまり深く考えずに過ごしてきており、盲点を指摘されました。

松平定信も、楽翁と号したように、人生を楽しもうとしたのでしょう。辞世も「今更に　何かうらみむ　うき事も　楽しきことも　見はつる身は」と詠っており、詩歌、書画、音楽、茶、庭園、歴史まで、幅広い分野の研究や趣味への没頭のなかにひとり楽しみを見付けるとともに、人々と共に楽しむため、日本最古の公園と言われる公園の中に「共楽亭」と名付けた茶室を設け、上座下座をもうけない「円居」の空間を作っておりますが、その設立の目的、内容からして、「楽しみ」の内容は、花見等の散策、茶を喫しながらの歓談であったかと思われますが、それ以外、人と共にする楽しみの内容について定義しているものは記憶にありません。

小生の同感する人との係わりでの楽しみは、以前にも触れましたが、前記「独楽吟」の中のつぎのようなものです。

○　たのしみは　物識人（先生のような人！）に
　　稀に会ひて　　古しへ今を　語り合ふとき

○　たのしみは　心おかぬ　友どちと
　　笑ひかたりて　腹をよるとき

○　たのしみは　とぼしきままに　人集め
　　酒飲め物を　食らえといふ時

なお、現在読書中の「論語」の「友とすべきもの」のなかでの楽しみに関し、やってはいけないものとして、遊楽や享楽、宴楽を挙げているものがあり（他に道楽もあるかと思います）、なるほどと肯いて

おります。お読みになっているかとも思いますが、参考までに同封します。（高橋源一郎「一億三千万人のための『論語』教室」）

先生は、『一億三千万人のための「論語」教室』（高橋源一郎氏著、河出新書）の次の部分を態々（わざわざ）コピーして送って下さいました。そのまま転載します。

孔子曰く、益する者に三楽（さんごう）、損する者に三楽あり。礼楽を節するを楽（この）み、人の善を道（い）うを楽み、賢友多きを楽むは益あり。驕楽（きょうらく）を楽み、佚遊（いつゆう）を楽み、宴楽を楽むは損なり。

「友人の次に、今度は娯楽の話をします。娯楽は大切です。いつもマジメくさって勉強ばかりしていてはいけません。たまにはリラックスする必要があることぐらい、わたしにもわかっています。でも、どんな娯楽が自分の為になるかには注意してください。そういうわけで、センセイがお勧めの娯楽を紹介しましょう。まず、礼節と音楽で自分を高める楽しみです。音楽はともかく礼節が娯楽なの、と思うかもしれませんね。でも、礼節を学び身につけることは、一つのカルチャーを味わうことでもあるのです。次は、人がいいことをしたら、まるでわが事のように誉めて回る楽しみです。えっ、そんなの娯楽かよ。そう思うかもしれませんが、会話もまた、楽しみ、娯楽ではありませんか。単なるバカ話やゴシップではなく、人を正当に評価して、そんなテーマで喜べるような人間になってください。そして、最後は、賢い友だち、それがどんな人間なのかはさっきいいましたね、そんな友だちとまったり過ごすこと。それ以上に有益で豊かな時間はありません。では、逆に、やってはいけない娯楽です。まずは享楽。はっきりいって、ほとんどの娯楽がこれですよ。依存症になるやつ、といったらいいかもしれませんね。ギャンブル依存、ネット依存、セックス依存……。もはや、娯楽ではなく、欲望の従者になったということなんですよ。怖いですね。次は遊楽。どこかへ行って遊ぶことです。ディズニーランド、鎌倉、温泉、海外旅行、その他もろもろ。競馬場へ行く場合は、享楽との掛け持ちになります。そして、最後は、とどめの宴楽。酒を飲んで騒ぐことです。そう、これが進行す

ると、合成麻薬や覚醒剤に移行します。そうなると、エンタテインメントの枠を超えてしまいますが。気をつけて！」

『いなべんの哲学』の第５巻として、『楽しむとはどういうことなのか』を発刊しようと考え、どのようなことを書いたらいいか考えていました。その思いを、大学の先輩であり、弁護士の先輩であり、道歌の指導など、いつも教え導いて戴いている橋本先生に、そのことも相談しました。先生は、それに対する回答として、前記のようなお手紙を下さったのです。

この橋本先生のお手紙をそのまま紹介するだけで、『いなべんの哲学』第５巻『楽しむとはどういうことなのか』は発刊できそうです。

先生から頂戴した手紙の内容を、この事務所便りで紹介し、この事務所便りをお読み下さっている皆様に『いなべんの哲学』第５巻『楽しむとはどういうことなのでしょうか』の骨子をお知らせし、この骨子に少し肉付けをして、『いなべんの哲学』第５巻『楽しむとはどういうことなのか』を発刊することにしました。

このような本を発刊することは、盗作に過ぎない気もしますが、橋本先生のお手紙を熟読玩味して、私なりに、その意味をよく理解して味わって、『いなべんの哲学』調に仕上げてみたいと考えています。

私流に仕上げるなどと、余計なことをしますと、橋本先生の思いとは違うものになってしまうかもしれませんので、取り敢えずこの事務所便りを読んで下さっている皆様には、先生のお気持ちがストレートに伝わるように、アレンジをしないでそのまま転載する形で、この事務所便りでは紹介させて戴きます。

いま、『都会の弁護士と田舎の弁護士ー破天荒弁護士といなべん』を書いていますが、内容は、司法研修所時代の同級生との関わり合いを述べたものです。破天荒弁護士のことを書けるのも、橋本先生の教えを書けるのも、人間関係が生み出してくれた楽しみです。こういうことを書いているときが一番楽しいときなのです。

コロナウイルス対策費と国の借金

事務所便り「的外（まとはずれ）」令和２年６月号（第３６２号）で、三陸新報への投稿記事『コロナウイルスと９条』を転載しました。

意外と評判が良かったものですから、調子に乗り、『コロナウイルス対策費と国の借金』と題して、再び三陸新報に投稿しました。

三陸新報社さんは、この駄文を取り上げてくれて、令和２（２０２０）年８月６日から同日１２日迄の間に５回に亘って連載してくれました。すでにお読み戴いた方もいらっしゃるかと思いますが、まだ目に触れていない方も少なくないと思います。

この事務所便りをお読み戴いている方には、是非お目を通して戴きたく、三陸新報に掲載されたものをそのまま転載させて戴きます。

年配の方々からは、⑤の中の、「戦中、戦後の三度の食事に事欠く生活の状況の中で、外食も、家族旅行も全くしたことがありませんでした。遊興とぜいたくと便利を見直す時ではないでしょうか。この機会に、止めていいという事業も少なくない気がします」という件（くだり）に対し、「締めくくりの言葉は、本当にその通りです。戦中、戦後の苦労をいまの人はわからない。この締めくくりには、大変感動しました。万歳です。皆にわかってもらいたいと思います」等と言ってくれる方が少なからずいました。

「Go To トラベル」は、「Go To キャバレー」や「Go To ホストクラブ」や、「Go To カジノ」等とならないように安倍政権を監視しなければならないのです。「Go To キャンペーン」とは、「行動しましょう」という呼びかけですが、行動することによって経済は一時、活性化されるかもしれませんが、新型コロナウイルスの感染は拡大することになります。安倍首相は、オリンピックなどでは表に出たがりますが、感染防止対策などについては裏に隠れているように見えます。「イケイケ、ワッショイ」という祭り大好き人間のように見えます。物事をじっくり考えたり、コロナウイルス対策には不向きな感じがします。哲学などには縁のない人のように見えます。いかがでしょうか。

三陸新報　令和２（２０２０）年８月６日（木）掲載

投稿

コロナウイルス対策費と国の借金

①国の借金

千田實

２０２０（令和２）年４月７日の安倍首相の記者会見で、新型コロナウイルス対策として１１７兆円の事業規模を考えているという話が出ました。１１７兆円の事業規模というのは、どれぐらいのものなのでしょうか。

ここ数年の日本の１年間の予算は、約１００兆円ですから、１１７兆円というのは、日本の年間予算の約１２０％くらいの事業規模ということになります。

１９年度の予算は、１００兆円です。それに対し、税金収入は60兆円です。不足分の40兆円の大部分は、国債など国の借金です。

財務省は「現在、税収では歳出全体の約３分の２しか賄えておらず、残りの約３分の１は借金に依存しています」と述べています。この状態は、ここ数年に限ったものではなく、長い間続いています。

そのような借金生活を続けてきた結果、１９年12月現在、日本の借金は１１００兆円となっています。国家予算の11年分ということになります。主要先進国の中で、最も高い水準にあります。

年間60兆円の税収の全てを充当しても、完済するまで18年間余りが必要です。すごいことになっているのです。

このような状態の日本では、１１７兆円のコロナウイルス対策費の財源は、税金収入からは出て来ないことは明白です。さらに借金する他はないと思います。

これまでの借金だけでも、その返済に18年分の税金収入を丸々充てても足りないのに、さらに２年分の税金収入相当分の借金をしなければならないのです。

コロナウイルスの感染がさらに拡大したら、１１７兆円のコロナウイルス対策費では足りないということも予測されます。

１９年12月当時の１１００兆円の借金は、その後も膨らみ続けています。コロナウイルス対策費が増えれば、あっという間に日本の借金は、１２００兆円や１３００兆円となりそうです。

（弁護士、一関市）

投稿

コロナウイルス対策費と国の借金②

国の借金の行方

千田實

１１００兆円の借金を２０２０（令和２）年１月１日現在の日本の総人口１億２６０２万人で割ると、国民１人当たり８７１万円となります。もし日本が、借金が払えなくなったら、この借金はどうなるのでしょうか。

コロナウイルス対策費のことを考えると日本国民としては、国の借金の行方を放置できない状況となりました。

日本国が、その借金を支払えなくなるということは、具体的には国債が現金化できないということになります。直接困る人は、国債を持っている人です。われわれのような国債など持っていない一般庶民にとっては、直接は関係なさそうです。

ですが、そういう状況となったら、不景気となります。不景気になったら、貧困層が最も早く、最も深刻な影響を受ける事になります。第２次世界大戦に敗れ、戦後の不況や食糧難を体験した身としては、子供や孫にあの体験はさせたくありません。

国の借金の行方と経済、つまり国を治め国民を救うやり方について、関心を持たざるを得ないのです。新型コロナウイルス問題は、そういう問題を考える機会を与えてくれているのです。

経済という言葉は、「経国済民」を詰めた言葉です。経国済民は、国を治め国民を救済するという意味ですから、どのように考えたら経国済民となるのかを考えなければならないのです。

国の借金１１００兆円に、１１７兆円のコロナウイルス対策費を加えますと、１２１７兆円となります。20年1月1日現在の人口で割ると、1人当たり９６６万円となります。

国民１人当たり10万円の特別定額給付金の交付が始まった時の人口は、１億２５９６万人です。この3カ月間で6万人の人口減です。借金は増加し、人口が減少したら国民1人当たりの借金額は膨れる一方です。これを考えると、これから先の税収から払っていくことになりますが、子供や孫は払えるのでしょうか。

（弁護士、一関市）

投稿

コロナウイルス対策費と国の借金 ③

人命最優先

千田實

このような財政状況の中では、コロナウイルス対策事業のために、多額の支出をなすことに躊躇する気持ちになります。経済を優先させるべきとの考えも出てきそうです。

あれこれ迷って容易に行動できない時にこそ、何を大事にすればよいのか、何を優先させればよいのかを計る秤が必要となります。その秤は何でしょうか。

それは、憲法は何を一番大事と考えているか、ということになります。

この世で一番大事だと誰もが思っている秤を使って、それにかなっているかどうか計れば、どんな難しい問題も解決できます。コロナ問題で先の見通しが立たない今こそ、この秤をしっかり持たなければならないのです。

日本国憲法の究極の価値は、「人の命と幸福」です。人命と一人一人の幸福を守ることが、憲法の目的であり、国の仕事です。それを憲法に宣言したのです。国民も国家機関も、それに従わなければならないのです。

人の命と幸福を守るということは、人として誰もが、まずやらなければならない永久不変の真理なのです。この真理こそ究極の秤です。

憲法をつくった国民はもとより、国民のため働く国家機関は、まず人命と幸福をどうしたら守れるか、という秤を使って立ち向かえばいいのです。この秤で計れば、財政か人命かという問題は、人命が優先することになります。

日本の厳しい財政状況の中にあって、新型コロナウイルス対策事業にかかる費用の支出を、どうすべきかという問題を解決するための秤も、このはかりに尽きるのです。この秤を使えば、答えは自（おの）ずと見えてきます。どんなに財政状況が厳しくとも、一人一人の命と幸福は守らなければならないのです。

（弁護士、一関市）

三陸新報　令和２（２０２０）年８月１１日（火）掲載

投稿

コロナウイルス対策費と国の借金

④ 税減収と借金増大

千田實

２０１９（令和元）年の財務省の資料によりますと、所得税は19・9兆円、法人税は12・9兆円、消費税は19・4兆円となっており、この三つで52・2兆円となっていて、1年間の全税収62・5兆円の80％を超えているとのことです。

コロナウイルス感染防止のために経済活動が制限され、所得が減少し、所得税も法人税も減収となることは間違いありません。消費も落ち込み、消費税も減収となる事が予測されます。

他方、コロナ対策費は既に、国民1人10万円の特別定額給付金の交付がなされ、それだけでも今年4月1日現在の人口は1億2596万人ですから、総額12兆5960億円という計算となります。

これからどれほどのコロナウイルス対策費が掛かるか分かりません。その資金は、税収で賄えないことがはっきりしています。国民1人当たりの借金は、既に1000万円を超えているという話も出ています。当たらずとも遠からずだと思います。借金は増大する一方です。

国の借金を払う財源は税金です。日本国の借金を返済するためにはこの先、日本の税金はどんどん増税されていきそうです。国民の負担が増えていくことになります。

国の借金とは言いますが、そもそも国というものは何なのでしょうか。本当の姿が分かりません。国という物理的存在はないのです。存在するのは国の構成員である国民です。国の借金は、日本国の構成員である国民一人一人の借金ということになるのです。

国民1人当たり、つまり赤ちゃんも寝たきり老人も含めて、例外なしに1人1000万円の借金を背負っています。

コロナウイルス対策費は、この先いくら掛かるか予測できません。いまの税制のままでは、税収の増額は考えられません。税制を変えて増税するということになりかねません。増税すれば、国民の経済生活は苦しくなります。これを乗り越える方法はあるのでしょうか。

（弁護士、一関市）

三陸新報　令和２（２０２０）年８月１２日（水）掲載

投稿

コロナウイルス対策費と国の借金

金の使途 ⑤

千田實

①「武器購入資金に税金を使っていいのでしょうか」②「新型コロナウイルス対策費に、税金を使っていいのでしょうか」③「働かない人の生活費に、税金を使っていいのでしょうか」

この問題を、普段親しくさせてもらっている仲間に出してみたところ、①は「税金を使ってはならない」②は「税金を使ってもよい」ということで全員一致していました。

③は「税金を使ってはならない」か「難しくて答えられない」という答えが多く「使っていい」という人はほとんどいませんでした。

①、②については同感です。③については、法律論と感情論とが絡み合い難しい問題です。「働けるのに働く気のない人まで、税金で食わせる必要はない」という気持ちは分かりますが、「飢え死にする人を見ないふりはできない」という気もします。

人の命は、失ったら取り戻せません。生きていれば、働く気になるかもしれません。人命ほど、大事なものはこの世にはないのです。

人の命と幸福のために金は掛かります。そのために無駄金は使ってはなりません。国が無駄金を使ってはならないことは当然ですが、個人もまた無駄金を使ってはなりません。

国は税金や借金の使い方を見直さなければならないと同時に、国民一人一人の生活の見直しも必要な気がします。遊興とぜいたくと便利な生活を求め過ぎていないでしょうか。

「Ｇｏ Ｔｏキャンペーン」とは何なのでしょうか。

「Ｇｏ Ｔｏトラベル」から、「Ｇｏ Ｔｏキャバレー」や「Ｇｏ Ｔｏホストクラブ」というところまで行くのでしょうか。カジノを計画する安倍政権です。不安です。

戦中、戦後の三度の食事に事欠く生活状況の中で、外食も、家族旅行も全くしたことがありませんでした。遊興とぜいたくと便利を見直す時ではないでしょうか。この機会に、止めていいという事業も少なくない気がします。

終わり

（弁護士、一関市）